

平成 28 年度
動物実験に関する自己点検・評価報告書

京都教育大学動物実験委員会
平成 29 年 4 月

は　じ　め　に

本報告書は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第 71 号平成 18 年 6 月 1 日）」（以下、「基本指針」という。）及び「京都教育大学における動物実験等の実施に関する規程（平成 19 年 12 月 10 日制定）」（以下「規程」という。）に基づき、平成 28 年度における本学の動物実験等の実施に関して「基本指針」及び「規程」への適合性について、自己点検・評価を実施したものである。

国立大学法人京都教育大学

学長 細川 友秀

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・京都教育大学における動物実験の実施に関する規程（平成19年12月10日制定）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合する「機関内規程」が適正に定められている。

4) 改善の方針、達成予定期

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・京都教育大学における動物実験の実施に関する規程（平成19年12月10日制定）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合する「動物実験委員会」が適正に設置され、委員は規程第4条により学長が委嘱し実務にあたっている。

4) 改善の方針、達成予定期

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験計画書(新規・継続)
- ・動物実験終了報告書
- ・動物実験施設等の設置届
- ・動物実験施設等の廃止届
- ・実験動物種等及び飼養数報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合した所定様式により計画、審査、報告する体制が整備されている。また、動物実験施設等の設置、廃止等も学長の管理下で行う体制が整備されている。

4) 改善の方針、達成予定期

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

4) 改善の方針、達成予定期

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼育保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・京都教育大学における動物実験の実施に関する規程（平成19年12月10日制定）
- ・動物実験施設等の設置届
- ・動物実験施設等の廃止届

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

実験動物飼養保管施設及び実験室は、委員会による審査を経て、学長が承認する体制となっている。平成28年度における承認施設は1施設・3実験室であり、それぞれ動物実験責任者、実験動物管理者が定められ適正に実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

なし

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成28年度第1回動物実験委員会議事要旨（平成28年4月22日）
- ・平成28年度第2回動物実験委員会議電子メール記録（平成28年4月27日持ち回り）
- ・平成28年度第3回動物実験委員会議電子メール記録（平成28年5月12日持ち回り）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

平成28年度第1回動物実験委員会で、実験動物種等及び飼養数報告等平成27年度の確認を行い、2回の持ち回り審議で文部科学省調査の回答確認及び動物実験計画1件の承認を行った。また、委員会議事要旨も作成し、保管している。

4) 改善の方針、達成予定期

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成28年度動物実験計画書（同承認書）、動物実験施設等の設置届
- ・平成28年度動物実験終了報告書、動物実験施設等の廃止届
- ・平成28年度実験動物種等及び飼養数報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合した「動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告」が実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

3. 安全管理をする動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

4) 改善の方針、達成予定期

4. 実験動物の飼養保管状況
(飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成28年度動物実験終了報告書
- ・平成28年度実験動物種等及び飼養数報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合し「飼養保管」が適正に行われている。平成27年度以降は、規程第16条に係る実験動物種等及び飼養数報告に関し、動物の入手先、飼育履歴等の記録（例えば、ケージ単位毎に）をある一定の期間ごとに行なうようにした。
平成29年3月31日現在で飼養数は「0」になった。

4) 改善の方針、達成予定期

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・動物実験施設等の設置届
- ・動物実験施設等の廃止届

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

基本指針に適合し「飼養保管施設」は適正に維持管理が実施されている。

4) 改善の方針、達成予定期

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・安全と健康の手引き（第2版）
- ・本委員会作成の資料集

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

本学作成の「安全と健康の手引き」に「実験動物の安全な取り扱い方」について記載しており、動物実験を行う際は、「同手引き」に基づいて事前に実験動物管理者、動物実験実施者（学生を含む。）、飼養者等に対して、基礎的知識の習得のための教育訓練を実施している。さらに、資料集により管理者の理解及び管理者から実施者へ指導を行うこととした。

【京都教育大学動物実験委員会 資料集（平成 27 年度版）】

- ①京都教育大学における動物実験の実施に関する規程、②京都教育大学動物実験における緊急時の措置及び対応要領、参考：動物実験における緊急時の措置及び対応マニュアル図
- ③動物実験委員会議議事事項、④動物実験委員会議議事要旨、⑤動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 年法律第 105 号）、⑥動物の殺処分方法に関する指針（平 7 年総理府告示第 40 号・平 19 年改正環境省第 105 号）、⑦動物愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針平成 18 年環境省告示第 140 号、⑧実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準、平成 18 年環境省告示第 88 号、⑨研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、平成 18 年文部科学省告示第 71 号、⑩動物実験の適正な実施に向けたガイドライン 2006 年（平成 18 年）6 月 1 日 日本学術会議

4) 改善の方針、達成予定時期

7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や京都教育大学における動物実験の実施に関する規程に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成28年度自己点検・評価報告書
- ・京都教育大学ホームページ（情報公開 < 動物実験に関する情報）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

平成27年度からホームページで公表する事項に「緊急時の措置及び対応要領」「委員会名簿」「実験審査及び承認件数」「飼養保管施設及び実験室」「飼養及び保管の状況」を追加した。

4) 改善の方針、達成予定時期

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

動物実験委員会の委員は、総務・企画担当理事、動物実験を実施する学科及び人文・社会科学を専攻する教員（4名）並びに学長が必要と認めた教員（1名）で構成され、本学における動物実験の実施等に関する透明性の確保に努めるなど、基本指針に適合した活動を実施している。